

契約書（案）

徳島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和８年度徳島市情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α'モデル整備分）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第１条 甲は、令和８年度徳島市情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α'モデル整備分）（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２ 委託業務の内容は別紙令和８年度徳島市情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α'モデル整備分）仕様書（以下「仕様書」という。）第２項から第３項まで、第６項から第７項まで、第９項から第１２項まで記載のとおり、乙が管理する監査チームの監査従事者が、甲に対し、監査時期において、監査の目的に従い、監査対象を適用基準に照らして評価することを含む監査範囲の監査を行い、その結果を記載した監査報告書を含む監査成果物を定められた納品方法により提出すること。

- （１） 監査チームの構成及び監査従事者 別紙監査チーム編成表記載のとおり。
- （２） 監査時期 別紙仕様書第４項記載のとおり。
- （３） 監査の目的 別紙仕様書第２項記載のとおり。
- （４） 監査対象 別紙仕様書第３項記載のとおり。
- （５） 業務範囲 別紙仕様書第６項記載のとおり。
- （６） 適用基準 別紙仕様書第７項記載のとおり。
- （７） 成果物と納品方法 別紙仕様書第９項から第１２項まで記載のとおり
- （８） 成果物の提出期限 令和９年３月３１日 ただし監査報告書は令和９年２月２６日までとする。
- （９） 評価の基準日 別に定める

３ 前項の仕様書に定めのない事項については、甲の指示するところによるものとする。

４ 乙は、信義に従い、誠実に委託業務を履行するものとする。

（履行期間）

第２条 この契約の履行期間は、契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までとする。

（監査人の権限）

第３条 乙は、甲に、委託業務を実施するため甲に具体的な必要性を説明して、相当な方法をもって、以下の行為を行うことができる。

- (1) 甲の所有・管理する場所に存する各種の文書類及び資料類の閲覧、収集。
- (2) 甲の職員等に対する質問及び意見聴取。
- (3) 甲の施設の現地調査。
- (4) 監査技法を適用するためのコンピュータ機器の利用。
- (5) 本件監査の監査報告書を決定する前における乙との意見交換。

(品質管理)

第4条 乙は、監査結果の適正性を確保するために、別紙仕様書第8項に記載する要件を満たす監査実施体制を確立し品質管理を行う。

(注意義務)

第5条 乙は、職業倫理に従い専門職としての相当の注意と監査人が保有する資格等に定める倫理規定を順守して誠実に本件監査を実施し、監査従事者全員をして乙の義務を履行させる。

(監査人の責任)

第6条 乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無と程度、その助言の内容を実施することによって乖離の程度が縮小するとの意見を表明する。

2 乙は、前項の意見が、前条に定める注意義務に照らして合理的に導かれた乙の評価に基づくことについて責任を負う。

(秘密保持)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、直接又は間接に知り得た甲の業務内容及び個人情報または第三者の秘密について、一切他に漏らしてはならない。この契約終了後においても、同様とする。

(監査実施計画書の提出・承認)

第8条 乙は、甲に、以下の事項を含む委託業務の手順及びその実施時期を具体的に記載した監査実施計画書を提出して甲の承認を得た後でなければその後の手順を行ってはならない。なお、乙は、委託業務の目的を達するため、監査実施計画書を、監査の進行に伴い、甲と協議して変更することができる。

- (1) 監査の目的
- (2) 監査項目
- (3) 監査対象
- (4) 監査手順
- (5) 実施スケジュール
- (6) 実施場所

- (7) 実施体制及び担当者の氏名
 - (8) 甲と乙の役割分担
 - (9) 提出する成果物等
 - (10) その他委託業務に必要な事項
- (監査調書の作成と保存)

第9条 乙は、委託業務を行うにあたり監査調書を作成する。

- 2 乙は、甲に、監査報告に際し、監査調書及び乙が本件監査にあたり収集した一切の物及び電磁的記録を引き渡し、それらに対する所有権、著作権その他一切の権利を放棄する。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、乙が従前から保有する著作権は乙に留保されるものとし、甲は委託業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

(監査報告書の記載事項)

第10条 乙は、監査報告書に、実施した監査の対象、監査の内容、証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づく意見、制約又は除外事項、その他本件監査の目的に照らして必要と判断した事項を明瞭に記載する。

(監査報告書の開示)

第11条 甲は、乙から提出された成果物を、第三者に開示することができる。

(報告・検査)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務の成果について遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、委託業務の成果が本契約の各条項に適合しているか否かを検査するものとする。

- 3 乙は、前項の検査の結果、委託業務について補正を命じられたときは、遅滞なく乙の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料)

第13条 甲は、前条の検査に合格した委託業務について、委託料を支払う。

- 2 委託料は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額、金〇〇, 〇〇〇円)とする。

- 3 第20条の規定により、この契約を解除したときの委託料は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(委託料の支払方法)

第14条 乙は、第3条の規定による検査に合格したときは、甲の指定する方法により前条の委託料を請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求を受けたときは、その日から3

0日以内に甲の指定する場所において乙に委託料を支払うものとする。

(委託業務内容の変更)

第15条 甲は、必要と認める場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料の変更を要するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(再委託等の禁止)

第16条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(要員の指揮命令)

第17条 乙は、乙の要員の業務遂行に関する指示、企業秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は乙の指揮命令者がこれを行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(目的外の使用禁止)

第19条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果物、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果物を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、第6条に規定する委託期間中に乙が委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為があったとき。
- (3) この契約の条項に違反したとき。
- (4) 受託者としての資格を欠いたとき。
- (5) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。
- (6) 別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。
- (7) この契約の履行に際し、甲の係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

2 前項の規定にかかわらず、この契約を解除する必要があるときは、甲・乙協議してこ

の契約を解除することができる。

3 甲は第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第1項に定めるところにより、この契約が解除された場合において甲に損害が生じたとき。

(契約の負担)

第22条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

上記代表者 徳島市長 遠藤 彰良

乙 ○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○

○○○○○ ○○○○○

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らが行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

徳島市暴力団等排除条項

(契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおり解釈するものとする。